

# IKC メッシュ Wi-Fi サービス利用規約

## 第1節 総則

### 第1条（規約の適用）

株式会社伊豆急ケーブルネットワーク（以下「当社」といいます。）は、「IKC メッシュ Wi-Fi サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）により「IKC メッシュ Wi-Fi サービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

2. 本規約に定めなき事項については当社の定めるインターネットサービス契約約款を適用するものとします。

### 第2条（規約の変更）

当社は、本規約を変更することがあります。料金その他の提供条件は、変更後の本規約によります。

2. 本規約を変更する場合は、当社はホームページ上での掲載等、当社の定める方法により通知します。

### 第3条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
世帯	同一の住居で起居し、生計を同じくする者の集団
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人または法人
メッシュ Wi-Fi 機器	本サービス提供にあたり当社が貸与する無線 LAN 機器
料金等	本サービスに関し、加入者が当社に対し支払うべき別表に定める対価等
消費税等相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

### 第4条（本サービスの内容）

本サービスは、当社が別表の 1. に定める当社の提供するサービス品目（以下「基本サービス」といいます。）の加入者に対し、メッシュ Wi-Fi 機器を貸し出すサービスです。

2. 前項のサービスでは、1つのサービス利用契約ごとに、最大2台のメッシュ Wi-Fi 機器を貸し出します。加入者は、別途メッシュ Wi-Fi 機器を追加する申し込むことで、最大5台のメッシュ Wi-Fi 機器の貸し出しを受けることができます。
3. 当社が提供する基本サービスと、当社より貸与するメッシュ Wi-Fi 機器を接続し、通信端末と相互接続することで利用できます。
4. Belkin 社製のメッシュ Wi-Fi 機器では、Belkin 社が定める規約に同意することで Belkin 社アプリを利用できます。
5. TP-Link 社製のメッシュ Wi-Fi 機器では、TP-Link 社が定める規約に同意することで TP-Link 社ア

プリを利用できます。

6. その他第三者が別途提示する個別規定またはその他の約款がある場合は、加入者は、当該その他約款等に同意し、それらに従うものとします。

## 第2節 利用契約

### 第5条（利用申し込みができる対象）

本サービスの申し込みは、基本サービスを契約している方で、かつ第7条（利用契約の申し込み）第1項第1号および第4項に規定する所在地が基本サービスの利用場所と同じである方に限られます。

2. 基本サービスの利用を一時停止している方は、本サービスを申し込むことができません。

### 第6条（利用契約の単位と契約期間）

利用契約の締結は1世帯（事業所、店舗等も同様とします。）ごとに行います。

2. 契約期間は、利用契約が成立した月から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き、1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

### 第7条（利用契約の申し込み）

申込者は、本規約を承諾の上、当社所定の方法で次の事項を明示して申し込むものとします。

- (1) 申込者の住所、氏名または所在地、商号、代表者
- (2) その他必要事項
2. 申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。
3. 申込者である個人が成年被後見人または被保佐人の場合は、それぞれ成年後見人または保佐人の同意を必要とします。
4. 申込者の住所と利用する所在地が異なる場合、その所在地を当社に通知するものとします。

### 第8条（利用契約の成立と利用開始日）

利用契約は、本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

2. メッシュ Wi-Fi 機器が設置された日を、本サービスの利用開始日と定めます。また、第10条（契約内容の変更）第2項の規定によりメッシュ Wi-Fi 機器が追加されたときは、メッシュ Wi-Fi 機器が設置された日を、当該メッシュ Wi-Fi 機器の利用開始日と定めます。

### 第9条（申し込みの承諾）

当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、利用契約の申し込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が本規約に違反する恐れがある場合
- (2) 申し込み内容に虚偽の記載がある場合

- (3) サービスの提供が著しく困難である場合
  - (4) その他、利用契約の締結が不相当である場合
2. 前項の規定により、当社が利用契約の申し込みを承諾しない場合、当社は申込者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。

### 第3節 契約事項の変更

#### 第10条 (契約内容の変更)

加入者は、基本サービスにおいて当社所定の方法により、契約名義人、住所、電話番号、料金支払方法、料金支払口座などを変更し、当社がそれを承諾した場合、本サービスの契約事項も同様に変更されるものとします。

- 2. 加入者は、メッシュ Wi-Fi 機器の追加を請求することができます。この場合、加入者は、契約変更希望日の10日前までに当社所定の方法により当社に通知するものとします。ただし、手続きの都合により希望日に添えない場合があります。
- 3. 加入者は、第1項の規定により追加したメッシュ Wi-Fi 機器を利用している場合、毎月末日付にて、特定のメッシュ Wi-Fi 機器のみ解約を請求することができます。この場合、加入者は、契約変更希望日の10日前までに当社所定の方法により当社に通知するものとします。
- 4. 当社は、第9条(申し込みの承諾)の規定に準じ、第1項から第3項の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

#### 第11条 (権利譲渡等の禁止)

加入者は、当社が承諾する名義変更による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

#### 第12条 (設置場所の変更)

加入者は、メッシュ Wi-Fi 機器の設置場所の変更を請求することができるものとします。この場合、加入者は希望日の10日前までに当社所定の方法により当社に通知するものとします。ただし、手続きの都合により希望日に添えない場合があります。

- 2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
  - (1) 当社のサービスの提供が技術的な理由等により困難な場合
  - (2) 当社の業務遂行上支障があるとき
  - (3) その他当社が不相当と判断したとき
- 3. 当社が定めた要件を満たす加入者については、機器一式の設置場所の変更にかかる手続きを簡略化できることがあるものとします。

### 第4節 本サービス提供の停止等

#### 第13条 (本サービス提供の一時停止)

基本サービスが一時停止になった場合、本サービスは、一時停止になるものとします。

2. 一時停止になっている基本サービス提供が再開された場合、本サービスの提供も再開されます。
3. 当社は、第18条（加入者の支払義務）の規定にかかわらず、一時停止をしている加入者に対し、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間における料金の支払義務を免ずるものとします。なお、停止した日の属する月および再開する日の属する月の料金は、日割り計算による精算は行わないものとします。
4. 1項および2項の一時停止期間は、一時停止の開始日より最長1年とします。

#### 第14条（当社が行う本サービス提供の停止）

当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 第18条（加入者の支払義務）に規定する本サービスの料金等の支払を怠った場合
  - (2) 第5条（利用申し込みができる対象）に定める条件を満たさない場合
  - (3) 申し込み内容に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
  - (4) その他、当社が本サービスの提供を不相当と判断した場合
2. 当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由および停止期間を当社所定の方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合にはこの限りではありません。

#### 第5節 利用契約の解除

##### 第15条（加入者が行う利用契約の解約）

加入者は利用契約を解約することができます。この場合、加入者は解約希望日の10日前までに当社所定の方法により申し出るものとします。

2. 当社が前項による申し出を受領した場合は、加入者が申し出た解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本サービスの利用終了日と定めます。
3. 加入者が基本サービスを解約する場合、本サービスも解約するものとします。

##### 第16条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条（利用契約の単位と契約期間）2項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 第14条（当社が行う本サービス提供の停止）1項の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、当該期間内にその原因となった事由を解消しない場合
  - (2) 電力・電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ当社施設の代替構築が困難な場合
  - (3) 第5条（利用申し込みができる対象）に定める条件を満たさない場合
2. 当社は、加入者が第14条（当社が行う本サービス提供の停止）1項各号のいずれかに該当する場で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかか

ならず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。

3. 当社は、1項および2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ当社所定の方法により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

4. 1項および2項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。

## 第5節 料金等

### 第17条 (料金等)

本サービスの料金等は、別表の2. 3. に定めるとおりとします。

2. 加入者は、別表記載の金額を支払うものとします。なお、料金等の金額計算で1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。

3. 当社は、料金等を改定することがあります。この場合、当社は改定の1ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

### 第18条 (加入者の支払い義務)

加入者は、その契約内容に応じ、第17条(料金等)で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。

2. 料金等のうち、本サービスの月額利用料金の支払い義務は、第8条(利用契約の成立と利用開始日)第2項に規定する利用開始日に発生するものとします。

## 第6節 メッシュ Wi-Fi 機器

### 第19条 (メッシュ Wi-Fi 機器の貸与)

当社は、加入者にメッシュ Wi-Fi 機器を貸し出します。

2. 当社が本規約に基づき本サービスを提供するために必要な工事は、当社が特に認める場合を除き、当社または当社の指定する者が行うのとし、加入者は、メッシュ Wi-Fi 機器の設置または設置場所の変更にかかる費用を負担するものとします。

3. 加入者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。なお、加入者が故意または過失によりメッシュ Wi-Fi 機器を破損もしくは紛失し、または返還しない場合、加入者は、別表の4. に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

4. メッシュ Wi-Fi 機器の利用にあたり必要となる電気料金は加入者が負担するものとします。

### 第20条 (免責事項)

当社は、本サービスの完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる保証もするものではなく、その利用による加入者および第三者の損害について、一切責任を負わないものとします。

## 第7節 雑則

### 第21条（本サービスの廃止）

当社は、都合により本サービスの提供を任意の月の末日付けで廃止する場合があります。この場合、本サービス廃止日を本サービスの利用終了日と定めます。

2. 当社は、前項の場合には、当該本サービスを利用する加入者に対し、本サービスを廃止する日の1ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。

### 第22条（国内法への準拠）

本規約は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については熱海簡易裁判所または沼津地方裁判所を管轄裁判所とします。

### 第23条（定めなき事項）

本規約に定めなき事項が生じた場合、当社および加入者は利用契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

## 付則

本規約は、2023年4月1日より施行します。

別表

■ 1. 対象となる基本サービス

サービス名	品目名
ケーブルインターネットサービス契約約款	Ocean(200plus、200、160plus、160、30、8)
IKC 光 インターネットサービス契約約款	光 NET スタンダード(1 ギガ、100 メガ)
	光 NET エキスパート(10 ギガ、1 ギガ、100 メガ)
	光 NET 10 メガ、光 NET 1 メガ

■ 2. 月額利用料金

(1) 一般加入者用

機種	サービス種目	月額利用料金	付記事項
Wi-Fi5 対応機種	サービス月額利用料金	4 5 0 円(税込 4 9 5 円)	最大 2 台
	機器追加利用料金 (3 台目以降)	2 5 0 円(税込 2 7 5 円)	1 台につき (最大 3 台まで)
Wi-Fi6 対応機種	サービス月額利用料金	6 0 0 円(税込 6 6 0 円)	最大 2 台
	機器追加利用料金 (3 台目以降)	3 0 0 円(税込 3 3 0 円)	1 台につき (最大 3 台まで)

※一般加入者用 Wi-Fi5 対応機種の提供は、2023 年 9 月末をもって新規受付を終了させていただきます。

(2) IKC 光 インターネットサービス「光 NET スタンダード 1 ギガ」、「光 NET スタンダード 100 メガ」  
加入者用

機種	サービス種目	月額利用料金	付記事項
Wi-Fi5 対応機種	サービス月額利用料金	0 円	最大 2 台
	機器追加利用料金 (3 台目以降)	2 5 0 円(税込 2 7 5 円)	1 台につき (最大 3 台まで)
Wi-Fi6 対応機種	サービス月額利用料金	3 0 0 円(税込 3 3 0 円)	最大 2 台
	機器追加利用料金 (3 台目以降)	3 0 0 円(税込 3 3 0 円)	1 台につき (最大 3 台まで)

■ 3. 工事費等

別途見積もり

■ 4. 機器損害金

品名	機器損害金 (課税対象外)
メッシュ Wi-Fi 機器(Wi-Fi5)	1 7, 0 0 0 円/ 1 台

メッシュ Wi-Fi 機器(Wi-Fi6)	20,000円/ 1台
-----------------------	-------------